

健水発第 0729002 号
平成 20 年 7 月 29 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について

広域的水道整備計画（以下「計画」という。）及び水道整備基本構想（以下「構想」という。）については、「水道法の一部改正に伴う広域的水道整備計画等の策定について」（昭和53年1月18日 環水第2号各都道府県水道主管部（局）長あて厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知）に基づき策定又は改定していただいているところである。

また、「地域水道ビジョンの作成について」（平成17年10月17日 健水発第1017002号各都道府県水道行政主管部（局）長あて厚生労働省健康局水道課長通知）では、各水道事業及び水道用水供給事業（以下「水道事業等」という。）において作成された地域水道ビジョンを踏まえ、水道整備基本構想等の的確な見直し等を行なうよう努めるとともに、必要に応じ、広域的な観点から都道府県が管内の水道事業等を包括した地域水道ビジョンを作成することについても検討いただくよう通知しているところである。

今般、構想については、現状分析、評価、将来像の設定、目標の設定、実現方策の検討といった地域水道ビジョンに記載すべき事項を作成要領に追加して、都道府県の作成する地域水道ビジョンと位置付けられる内容に見直すこととし、計画についても構想の視点を取り入れ検討することが望ましいこととした。

については、計画又は構想を策定又は改定する際に下記事項に留意されたく通知する。

なお、昭和 53 年 1 月 18 日付け環水第 2 号水道整備課長通知「水道法の一部改正に伴う広域的水道整備計画等の策定について」は、本通知をもって廃止する。

記

1 計画策定の手続き等に関する事項

(1) 計画を定めるべき旨の要請（以下「要請」という。）は、水道事業又は水道用水供給事業を経営し、又は経営しようとする地方公共団体が共同して行うものであるが、要請に当たっては、特に次の点に留意するよう指導されたいこと。

ア 要請は、関係地方公共団体が連名して文書により行うものとする。

イ 要請は、当該地域の自然的社会的諸条件等からみて一体として水道の整備を図ることが適当と認められる区域を単位としてその区域内のすべての地方公共団体が共同して行うものとする。

ウ 要請に当たっては、当該地域において水道の広域的な整備を図る必要があることの理由、水道の広域的な整備に関する基本方針、計画の区域に関する事項その他計画策定に

当たっての基本的事項についてできるだけ明らかにするものとする。

エ 要請に係る区域等計画策定に当たっての基本的事項について変更があった場合においては、改めて要請を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、要請を受けた場合において必要があると認めるときは、計画を策定するものとする。この場合、特に次の点に留意されたいこと。

ア 要請が、その区域に関して自然的社会的諸条件からみて一体であり、かつ、その内容が水源の確保、水道の整備普及の促進その他当該地域の水道の諸課題の解決に資するものであることを確認すること。要請のあった時点又は計画策定の段階においてこれらの点について不適当であることが明らかになった場合は、その旨関係地方公共団体に通知し、内容が適正なものとなるよう指導すること。

イ 計画の内容について関係地方公共団体と協議すること。

なお、関係地方公共団体の協議に対する意思を明らかにするため当該地方公共団体の議会の同意をも得ることとするよう指導すること。

ウ 都道府県の議会の同意を得ること。同意は、当該計画の策定に同意する旨の議会の議決を得るものとする。

エ 都道府県が計画に係る事業の実施主体のひとつとなる場合は、関係地方公共団体の合意に基づいて、適切な役割を分担するものとする。

(3) 計画は、当該地域の自然的社会的条件の変化に合わせ適切に見直すべきものであり、5～10年をめぐり見直し、修正を行なうことが望ましいこと。

今般、市町村合併が推進されていること、人口や水需要の動向が変化してきていること、水資源の安定性の低下など水循環全体に係る問題が指摘されている状況にあること等を踏まえた適切な計画となるよう特に留意する必要があること。

改定の手続き等については、計画の策定の場合に準じて行うものとする。

(4) 計画を策定、又は改定しようとするときは、予め当省にその内容を示されたいこと。

なお、その内容等について必要があるときは助言又は勧告を行うこととするものであること。

(5) 計画を策定、又は改定したときは、関係書類を添えて遅滞なく当省に報告されたいこと。また、関係地方公共団体に対しても速やかに通知することとされたいこと。

2 計画の内容等に関する事項

(1) 計画は、水道の広域的な整備に関する基本方針（計画の目標及び期間、計画推進のための基本方針等）、計画の区域に関する事項（計画区域の範囲、計画区域内の水道の現状及び問題点、水需給の見通し等）、根幹的水道施設の配置その他基本的事項（施設整備、維持管理、財政等に関する事項）について定めるものとする。

- (2) 計画は、3で指示するところにより都道府県知事が策定する水道に関する基本的な構想である「水道整備基本構想」に適合するものであること。ただし、需要の緊急性、供給の制約等の理由で、止むを得ず(4)にいう圏域のうちの一部を除外した区域について計画を策定する必要がある場合には、構想との整合性が保たれたものとする。
- (3) 計画の目標年次は、当該計画における施設整備に要する期間に合致して決定するものとするが、おおむね10ないし15年後程度とすること。
なお、維持管理、経営に関しては、その実施の可能性を勘案して、別途その目標年次を定めても差支えないこと。
- (4) 計画の目標年次までの需要と供給の見通しが確実なものであること。このさい、20年後までの需要予測を明らかにしておくとともに、将来の長期的な供給の見通しについても概括的な考察を行うこと。
- (5) 計画の内容は、当該計画区域の全域における水の需要と供給の状況を基とし、地形、水源の位置、供給対象の分布並びに水道施設の建設及び維持管理の難易、安全性、確実性及び経済性ととともに、区域内の水道事業等の料金の実態、災害時の緊急給水等についても配慮して定めるものとする。
また、3に示す構想に関する事項の視点も取り入れたうえで、計画内容を定めることが望ましいこと。
- (6) 施設整備に関しては、特に(5)に留意しつつ、適正かつ合理的に施設の規模の決定及び配置を行うこと。
この場合、既存施設との有機的な関連について留意するほか、必要に応じその廃止統合について配慮すること。
また、水道用水供給事業、水道事業及び簡易水道事業に区分してそれぞれの区分ごとに施設整備の計画の概要と実施スケジュールを明らかにするとともに、その内容が妥当なものとなるよう配慮すること。
- (7) 維持管理に関しては、計画区域全体のすべての水道施設の技術的管理が合理的に行われるよう、必要に応じて中枢的機能を有する管理センター又はその支所の設置、機動力の配置等管理体制の整備について配慮しつつ、施設管理と水質管理に区分して策定すること。
施設管理（給水装置に関する技術的業務を含む。）については、配水量の有効率の目標及びこれを達成するための方策、災害の発生その他緊急時のための応急給水体制及び資材の備蓄等について配慮すること。
また、水質管理については、計画区域内の水道について水道法に定められた水質検査等のほか、原水及び浄水工程の水質の管理並びに水質に係る調査研究も行われるよう必要に応じて共同管理体制又は自己管理体制の整備について配慮すること。

(8) 財政等に関しては、施設整備のうち水道広域化施設について、施設別年次別の事業費及び経常費用の概算並びに給水原価について明らかにした財政計画を立てるものとする。その際、水道広域化施設が水道用水供給事業に係るものである場合には、関係水道事業の給水原価への影響についても明らかにすること。

また、水道広域化施設の経営形態及び事業主体については、その地域の実情に応じ、適切かつ合理的な建設及び管理運営が行われるよう配慮して決定すること。この場合、市町村の意向を十分に尊重しつつ、水道事業等の経営並びに施設の建設及び維持管理の業務の共同化又は再編成についても配慮すること。

なお、水道事業等の経営の再編成を行う場合にあっては、その方策を明らかにすること。

3 水道整備基本構想に関する事項

当該都道府県の地域の自然的社会的諸条件に応じた水道の計画的な整備（施設の再構築を含む。）や技術的財政的基盤の強化により、水需給の均衡、水道の未普及地域の解消、水道水質の安全確保、供給の安定性向上、事業運営の持続その他当該地域の水道の諸問題の解決に資するとともに、広域的な水道整備計画及び管内の水道のあり方に関する方向を明らかにするため、水道事業者等の協力を得ながら、以下の事項に留意して、都道府県内全域の水道に関する基本的な構想を策定するよう配慮されたいこと。

また、構想は地域水道ビジョンとして位置付けられ、公表を前提とすることから、需要者に親しみやすい副題を名付けて差し支えないこと。

なお、この構想は、5～10年をめぐりに定期的に実施状況を確認するとともに、進捗に課題が生じた場合には、適宜見直しを行われることが望ましいこと。

(1) 構想には、都道府県管内の水道に係る諸条件の概要、圏域の区分、水道の現況及び水需給の見通し、基本的な事業運営のあり方、目標達成のための実現方策、策定又は改定後のフォローアップ体制及びその年次計画等について明らかにすること。

(2) 都道府県全域の水道のあるべき姿について、(4)の各項目に配慮しながら示すこと。

(3) 目標年次は、半世紀先を視野に入れ、おおむね20年後とすること。

(4) 水道事業を適切に運営していくため、地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域がいずれかの圏域に含まれるよういくつかの圏域に区分するものとする。この場合、当該圏域はそれぞれ以下の要件に適合するよう配慮すること。

ア 地勢、水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること。

イ 社会的経済的条件からみて、住民の生活圏として一体性を有する地理的範囲であること。

ウ 圏域内のすべての水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる技術的財政的基盤を備えていること。

エ 圏域はその区域内において水道施設が一体となるような設定に限らず、管理の共同化や危機管理時の広域的な応援体制などでは、都道府県を超えた範囲の設定も考えられること。

オ 既存の圏域区分がある場合には、市町村合併による行政的社会的情勢の変化などを踏まえてその検証を行い、必要に応じて圏域を見直すことが望ましいこと。

(5) 水道の現状と将来の見通しについては、長期的な水道水の需要と供給の見通しを明らかにするとともに、都道府県管内の水道事業者の業務指標などを利用して、事業計画に関する事項、経営に関する事項、維持管理や危機管理に関する事項を基本として、出来る限り定量的な情報を収集整理し、課題を明らかにすること。

また、現行の計画や構想がある場合は、その進捗状況などについても併せて評価すること。

(6) 都道府県管内の水道の基本的な事業運営の目標設定については、(5)で明らかになった現状と課題に留意しつつ、次の視点で取組みの方針や優先順などについて示すこと。

ア 水道の運営基盤を強化するため、施設の一体化、経営の一体化、管理の一体化など多様な形態の広域化、計画的な施設の更新及び財政収支について考慮するとともに、第三者委託やPFIの導入状況も踏まえ、今後の方向性について検討すること。

イ 安心快適な給水の確保に関して、異臭味被害や給水停止に至るような水質事故を防止するための水質管理対策、給水装置が原因となる事故を減少させるための対策などについて考え方を整理すること。

ウ 災害対策等の充実を図るため、地域防災計画との整合を図りつつ、基幹施設の耐震化率の向上や他水道事業者及び他都道府県等との連携による応急給水、応急復旧体制を確立するためになすべき事項を取りまとめること。

エ 環境、エネルギー対策に関しては、浄水汚泥の有効利用や省エネルギー、有効率の向上などの項目について、現状の取り組み状況に応じた目標を設定すること。

オ 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献に関しては、海外からの研修生の受入れや開発途上国への技術専門家派遣事業に協力するための職員派遣などの現況に応じて、取り扱いの方向性をまとめること。

(7) 設定した目標を実現するための具体的な方策について、次の項目に留意して取りまとめること。

ア 施設整備等に関する事項については、長期的な水道水の需要と供給の均衡をとることを基本として、重複投資のない合理的なものとするため、広域的な視点で施設の統廃合や共同施設の設置など施設の再構築についても配慮すること。

イ 維持管理等に関する事項については、施設及び水質の管理水準の向上のため、管理の一体化など広域的な手法や非常時の相互応援体制などについても考慮すること。

ウ 財政に関する事項については、今後発生する施設更新需要を踏まえた施設整備等の年

次別事業費と経常経費及び給水（用水）原価などへの影響について予測することが望ましいこと。

エ 経営に関する事項については、複数の水道事業者等の経営の一体化や統廃合による事業運営の効率化などの可能性について配慮すること。

(8) この構想の目標を実現するために、関係者の役割分担などを明らかにした実施体制について検討し、明らかにすることが望ましいこと。

(9) 当該地域に係る開発計画等との整合性がとられていること。